



徳島市し尿・浄化槽汚泥の下水道施設投入についての詳細検討業務委託契約書

徳島市し尿・浄化槽汚泥の下水道施設投入についての詳細検討業務の委託について、徳島市（以下「発注者」という。）と●●●●●●●●●●（以下「受注者」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 発注者は、徳島市し尿・浄化槽汚泥の下水道施設投入についての詳細検討業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別紙仕様書及び設計書に定めるところによる。

（委託業務実施上の注意）

第3条 受注者は、委託業務の遂行に当たっては、誠実にこれを履行するとともに、発注者の指示に従わなければならない。

（一括再委託等の禁止）

第3条の2 受注者は、この委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない

（委託料）

第4条 この契約に係る委託料は、金●, ●●●, ●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額、金●●●, ●●●●円）とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

3 第14条の規定により委託期間の中途においてこの契約を解除したときの委託料は、発注者及び受注者が協議のうえ発注者が決定する。

（委託業務の完了）

第4条の2 受注者は、委託業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いのうえ、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 発注者が前項の検査によって業務の完了を確認したときは、受注者は、成果物を発注者に引き渡すものとする。

4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合は、修補の完了を委託業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（委託業務内容の変更等）

第4条の3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知して、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第4条の4 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。

(委託料の支払方法)

第5条 受注者は、第4条の2第2項の規定による検査に合格したときは、第4条に定める委託料を発注者の定める方法により速やかに請求書に委託業務実施報告書を添えて、委託業務実施終了後30日以内に発注者の指示する方法により発注者に請求しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者から委託料の適法な請求を受けたときは、30日以内に発注者の指定する場所において受注者に支払うものとする。

(委託期間)

第6条 委託期間は、契約日の翌日から令和9年3月24日までとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、発注者の契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第31条第9号の規定により免除する。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、本契約が完了した後でも、引き渡された成果物が本契約の内容に適合しないときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

(損害賠償)

第9条 受注者は、委託業務を行うに当たり、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任においてこれを賠償しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

(違約金)

第10条 受注者の責めに帰すべき事由により、発注者の指定する期日までに成果物の引渡しを終わらないときは、発注者は受注者から違約金を請求することができる。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、委託業務の実施中に知り得た発注者又は発注者の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 受注者は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によって発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除等)

第14条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにいつでもこの契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により、第6条に規定する委託期間中に受注者が委託業務を継続できる見込みがないと認められるとき。

(2) この契約の締結及び履行に際し、不正な行為があったとき。

(3) この契約の条項に違反したとき。

(4) 受託者としての資格を欠いたとき。

(5) 別記1「個人情報取扱特記事項」に違反したとき。

(6) 別記2「徳島市暴力団等排除条項」第1項に該当するとき。

(7) この契約の履行に際し、発注者の係員の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。

2 前項の規定にかかわらず、この契約を解除する必要が生じたときは発注者及び受注者が協議してこの契約を解除することができる。

3 発注者は第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

4 受注者は、発注者が第1項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(委託業務実施中の事故責任)

第15条 委託業務実施中に発生した事故により、受注者又は受注者の従事者が受けた損害については、発注者はいかなる責めも負わないものとする。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(法令等の遵守)

第17条 受注者は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約について訴訟等を行う場合は、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(定めのない事項等)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、法令に特別の定めがあるもののほか、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市
上記代表者 徳島市長 遠藤 彰 良

受注者

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務従事者への通知)

第5 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自らが行き、第三者にその取扱を委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 2

徳島市暴力団等排除条項

(契約の解除)

- 1 発注者は、契約の相手方（契約の相手方が、共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が、暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(語句の解釈)

- 2 この排除条項に記す語句は、徳島市暴力団等排除措置要綱及び徳島市暴力団等排除措置要綱に関する運用基準に記載されているとおりに解釈するものとする。